

+

令和6年 第2回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和6年第2回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年2月22日(木)					
招集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時及び宣言	開会	令和6年2月22日 午前9時25分				
	閉会	令和6年1月22日 午前10時40分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	平川 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	×
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番 13 番	橋口 美一	席番 14 番	山下 昭一		
職務のため出席した者職氏名	局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	竹之内	主幹兼農地係長	圖師		
	主任主査	桑水				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	○	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について  議案第7号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について  議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について  議案第9号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について  議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について  議案第11号 農用地利用集積計画決定について  議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について  議案第13号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから令和6年第2回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。山迫委員から欠席の届出がありました。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番13番橋口委員と席番14番山下昭一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>12月の総会で依頼のありましたあっせんが成立いたしましたので報告いたします。4ページ、あっせん成立資料の番号2番です。</p> <p>所在地等は資料のとおりですが、場所はそお街道沿いのファミリーマート有明野神店から南へ1.5kmほど行ったラーメン秀の前の四差路を右側へ直進し、100mほど進んだ右側の畑です。</p> <p>譲受者は、大崎町井俣にお住まいの〇〇さんで、主に水稻、甘藷を栽培されており、農機具はトラクター5台、防除機、田植機などを保有されており、譲受者宅からは車で10分ほどの距離であります。</p> <p>あっせん価格は、畑2,665㎡で10a当たり33.7万円の総額90万円でした。あっせん委員は原田委員と私、宮脇でした。</p>
議長	萩迫	<p>はい、御苦労さまでした。続きまして、橋口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	橋口	<p>12月の総会で、依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告します。総会資料4ページの3番です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。あっせん成立日は、令和6年2月8日です。あっせん価格は、畑2,441㎡で総額60万円でした。あっせん委員は、熊野委員と私、橋口でした。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、脇田廣昭委員の報告を2件まとめてお願いいたします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>10月の総会で依頼のありました〇〇さん分ですが、周辺農地は借地が多いため購入より賃貸を選択する方が非常に多く、成立には至りませんでした。4か月間ほど頑張ってきましたが非常に厳しく、本人の了解も得ましたので、今回で打切りとさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、1月の総会で依頼のありました〇〇さん分ですが、検討されている方がおられますので、引き続き活動していきたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。ただいま脇田廣昭委員から〇〇さんの申出について、あっせん打切りの報告がありましたが、報告どおり打切りとすることに御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、私の関係分について報告いたします。2月2日、</p>

	<p>9日に事務局との事務打合せ及び議案打合せを行いました。2月13日、農地所有適格法人適格要件届出書の提出に伴う現地調査を実施しました。</p> <p>なお、現地調査につきましては、職務代理者である吉野委員にも同行頂き、実施したところでございます。以上で報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。今回は17件の申請でございます。</p> <p>まずは、6ページ番号6番を審議いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第6号農地法第3条の規定による許可申請の番号6番について御説明申し上げます。議案書は6ページです。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さん79歳で、譲受人は、曾於市大隅町月野にお住まいの〇〇さん52歳です。申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、畑が一筆で3,397㎡です。</p> <p>〇〇さんは確認したところ認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、志布志町田之浦の井久保公民館から市道樽野・大越線を北へ130m進み左折し、農道を220m進み右折、さらに農道を70m進んだ右側に位置します。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料5ページのとおりでございますが、申請地では引き続きお茶を栽培していくということです。なお、通作距離は自宅から車で約25分とのこと。</p> <p>また、申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号6番について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局 竹之内</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号7番について審議いたします。吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 吉野</p>	<p>会長より依頼のありました番号7を報告いたします。譲渡人は有明町野井倉にお住まいの〇〇さん74歳で、譲受人は志布志町安楽にお住まいの〇〇さん65歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は安楽小学校前から市役所有明庁舎へ向かい進んだ平城の上の台地で、私の家から100m先の畑です。</p> <p>ここは、せっこ谷になっておりまして農道が上に通っている細長い田や畑が2段3段になっているところで、譲受人宅から2分のところにあります。</p>

		<p>〇〇さんは、夫婦で茶と米を主に栽培しております。ここは造成して甘藷を作付けする予定とのこと。2、30年前はここを借りて茶を植えておりましたけれども、最近の価格低迷もあり、茶は伐根して甘藷を植えるということで、盛土をするなど造成中です。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号8番について審議いたします。同じく、吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号8を報告いたします。譲渡人は志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さん86歳で、譲受人は、志布志町志布志の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は国道225号線沿いの天神にある昭和自動車学校の先から外之牧、益倉方面へ左折し、真つすぐ400m行ったところの十字路を右折して、直進した陣岳分団詰所前の三叉路の右手前の畑です。ここは、以前から借りてハウスを建てておりましたが、最近宅地化されアパートが建てられているところ。譲受者宅から10分のところにあります。</p> <p>〇〇株式会社は、代表者夫婦と息子夫婦、従業員30人でピーマン、キュウリ、ジャガイモを主に栽培しております。農機具については、トラクター7台、管理機3台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に7ページ、番号9番と番号10番につきましては、譲受人が同一であるため、一括して報告を受け審議したいと思ひますが御異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、番号9番と番号10番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。</p> <p>それでは、吉野委員の報告を2件まとめてお願ひいたします。</p>

委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号9と10を報告いたします。はじめに番号9の譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん48歳で、譲受人は志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さん22歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道65号南之郷志布志線沿いのこまみず酒店から田之浦方面へ1kmほど進んだ三叉路を橋ノ口方面へ230mほど進んだT字路を左折し、180mほど進んだ左側にある貯水タンクの南側に位置します。譲受人宅から20分のところにあります。</p> <p>次に、番号10の譲渡人は、横浜市青葉区にお住まいの〇〇さん60歳で、譲受人は9番と同じく〇〇さんです。</p> <p>申請書は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は尾野見の遠迫商店前の十字路を東側、橋ノ口方面へ100m行った先の十字路を右折し、南側へ200m進んだ三叉路を東側へ100m進んだ右側の道路下の畑です。南側は、山に接しているところです。譲受人宅から20分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦と両親でキュウリ、ピーマンを栽培されております。ここには、ジャガイモを作付けする予定とのことです。農機具は、トラクター7台、管理機3台を保有されており、規模拡大を目的とした申請です。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。初めに、番号9番につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号10番につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号11番について審議いたします。隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号11を報告いたします。譲渡人は志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さん53歳です。譲受人は志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん66歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は市道樽野・大越線沿いの井久保公民館から北へ100m進み左折し、さらに100mほど進んだ左側です。現在は、隣の譲受人所有の畑と1枚畑になっています。譲受人宅からは10分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者で、3人で甘藷を主に栽培しており、申請地には甘</p>

		<p>諸を作付けする予定とのことです。また、トラクター4台、コンバイン1台、甘藷ハーベスター1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めま。次に8ページ、番号12番と番号13番につきましては、譲受人が同一であるため、一括して報告を受け審議したいと思ひますが、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めま。よって、番号12番と13番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたしま。それでは、平川委員の報告を2件まとめてお願ひいたしま。
委員	平川	<p>会長より依頼のありました番号12と番号13を報告いたしま。はじめに番号12の譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん82歳です。譲受人は同じく伊崎田にお住まいの〇〇さん43歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、相手方の要望、規模拡大となります。申請地の場所は、そお街道沿いの伊崎田地内にあるJAの茶処理加工施設から高規格道路側に300m走った右側に2筆が並んでおり、譲受人宅からは車で5分のところになります。</p> <p>次に、番号13の譲渡人は志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん66歳です。譲受人は、番号12と同じく〇〇さん43歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、相手方の要望、規模拡大となります。申請地の場所は、番号12の畑の高規格道路側に位置しています。譲受人宅からは、車で5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者で、有限会社〇〇の役員でもあります。お茶栽培と大麦若葉を主に栽培されており、申請地には大麦若葉を作付けする予定とのことです。また、お茶栽培に必要な機械一式、車両一式、トラクター3台を保有しています。</p> <p>今回は法人ではなく、個人での3条申請となっておりますが、個人としても農地を保有されており、機械は有限会社〇〇の機械等を利用されるということです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお願ひいたしま。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。初めに、番号12番につきまして、何か御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に番号13番につきまして、何か御意見ございませ んか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号14番について審議いたします。宮脇勇委 員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇 勇	会長より依頼のありました番号14番を報告いたします。譲渡人は志布志市 有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は志布志市有明町原田にお 住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道63号志布 志福山線沿いの伊崎田こども園から東側へ道なりに3kmほど行った川路公民 館前の三叉路を右側へ1kmほど進み右折し、800mほど進んだ右側になりま す。譲受人宅からは、20kmほどのところでは、 〇〇さんは、配偶者と子供夫婦の4人で、大根、ニンジン、甘藷等を栽培 しており、申請地のお茶を引き続き栽培するとのことです。また、トラクタ ー1台、軽トラック、2tダンプを所有しております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御 審議方、よろしくお願ひいたしま。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませ んか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に9ページ、番号15番について審議いたします。 宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	会長より依頼のありました番号15を報告いたします。譲渡人は志布志市有 明町野井倉にお住まいの〇〇さん67歳です。譲受人は志布志市有明町伊崎田 にお住まいの〇〇さん79歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は伊崎田小学校 入り口から東へ2.4kmほど行った川路集落の十字路を30m直進し左折、坂道 を道なりに500mほど進んだ左側の譲受人所有の畑の奥のほうになります。 譲受人宅から車で5分のところにあります。 〇〇さんは、家族4人で甘藷を栽培されており、申請地にも甘藷を作付け する予定とのことです。また、トラクター3台、ホテカル1台、トラック3

		<p>台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、御苦勞さまでした。これにつきて、何か御意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号16番について審議いたします。同じく、宮脇茂樹委員の報告をお願ひいたします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号16を報告いたします。譲渡人は志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん82歳です。譲受人は同じく有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん32歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は伊崎田小学校入り口から東へ2.4kmほど行った川路集落の十字路を右折し、中野集落の方へ向かい500mほど進んだところをさらに右折し、道なりに500mほど進んだ右側に3筆があります。譲受人宅から1分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは1人で牛を42頭飼育されており、申請地には飼料を作付けされる予定とのことです。また、トラクター6台、ロールペーラー1台、ラップマシン1台、タイヤショベル2台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、御苦勞さまでした。これにつきて、何か御意見ございませぬか。
委員	井久保	協議会でお願ひします。
議長	萩迫	協議会とします。
会場		(会場 協議会)
議長	萩迫	再開いたします。ほかに御意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号17番につきて審議いたします。立山委員の報告をお願ひします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号17を報告いたします。譲渡人は志布志市有明町山重にお住まいの〇〇さん88歳です。譲受人は同じく有明町山重にお住まいの〇〇さん64歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は山重小学校前から国道269号線を北へ500m行き右折し、県道513号宮ヶ原大崎線を500m行き、川添自治会公民館の手前を右折し、200m行った右側に位置するハウス</p>

		<p>です。譲受人宅の前になります。</p> <p>〇〇さんは、兄弟夫婦4人でメロンを栽培しております。申請地にはメロンとカボチャを作付けする予定とのことです。また、トラクター、運搬車、管理機、軽トラック、コンバイン等を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に10ページ、番号18番について審議いたします。同じく立山委員の報告をお願いいたします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号18を報告いたします。譲渡人は番号17と同じ〇〇さんです。譲受人は番号17の譲受人の弟である〇〇さん62歳です。申請地の場所も一緒に、譲受人からは車で1分、300mぐらいのところになります。</p> <p>〇〇さんは、兄弟夫婦4人でメロンを主に栽培されており、申請地にもメロンとカボチャを作付けする予定とのことです。機械等は〇〇さんと共有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで協議会とします。
会場	委員	(会場 協議会)
議長	萩迫	再開いたします。次に、番号19番と番号20番につきましては、譲受人が同一であるため、一括して報告を受け審議したいと思ひますが、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、番号19番と番号20番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。それでは、脇田廣昭委員の報告を2件まとめてお願いいたします。
委員	脇田廣昭	<p>会長より依頼のありました番号19と20を報告いたします。はじめに番号19の譲渡人は志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、譲受人は同じく松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。</p>

		<p>申請地及び申請事由等は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は市役所松山庁舎よりそお街道を末吉方面へ進んだ松山温泉の手前のT字路を右折し、市道西豊留・野久尾線を豊留方面に向かい1 kmほど進んだ道路右下の2筆目です。譲受人宅からは車で2分のところでございます。</p> <p>続きまして、番号20の譲渡人は鹿児島市錦江台にお住まいの〇〇さんで、譲受人は番号19と同じ〇〇さんです。譲渡人とは兄弟でございます。</p> <p>申請地及び申請事由等は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は番号19の田より農道を横溝地区へ90mほど進みT字路を左折、道なりに400mほど進んだ道路右下の田です。譲受人宅からは車で3分のところですよ。</p> <p>〇〇さんは夫婦で水稻を主に栽培されており、申請地にも水稻を作付けする予定とのことですよ。また、トラクター、コンバイン、乾燥機等を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひしませす。</p>
議長	萩迫	はい、御苦勞さまでした。はじめに、番号19番につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですよ、お諮りしませす。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めませす。次に番号20番につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですよ、お諮りしませす。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めませす。次に11ページ、番号21番につきまして審議いたします。山下昭一委員の報告をお願ひいたします。
委員	山下昭一	<p>会長より依頼のありませす番号21を報告いたします。譲渡人は三重県四日市市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道63号志布志福山線沿いの曲瀬に浦島釣具店がありませす、そこから尾野見方面へ道なり3.5km行っただ先の交差点を左へ200m進み、右へ25m、さらに左へ70m行っただ右側に1筆、道路向かいの西側に1筆、その畑の道路を挟んだ南側に1筆がありませす。先ほどの交差点をさらに800mほど直進した桃木公民館先の県道522号尾野見伊崎田線を伊崎田方面へ700m行っただところを左折、100m行っただ右側に田1筆がありませす。譲受人宅より畑は30m以内で、田は車で5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者で、配偶者、父親の3人でピーマンを栽培しており</p>

		<p>ます。現在、申請地はハウスピーマン、育苗ハウスとして〇〇さんが使用しております。田には水稻を作付けすることでした。また、トラクター、管理機、モア、トラック等を保有しています。親戚間による贈与、受贈です。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、御苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号22番につきまして審議いたします。同じく山下昭一委員の報告をお願いいたします。
委員	山下昭一	<p>会長より依頼のありました番号22番を報告いたします。譲渡人は番号21と同じく〇〇さんで、譲受人は志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は番号21番の畑より南へ100m行った左側にあります。桃木にある〇〇さんの実家から130mのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、電気工事業の傍ら農業に従事している配偶者と水稻、甘藷を栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことでした。また、トラクター、田植機、コンバイン、トラック等を保有しています。農機具に關しましては、実家に置いてあります。親戚間による贈与、受贈です。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、御苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第7号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>13ページ、番号2番を審議いたします。現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	井久保	<p>議案第7号、番号2について報告いたします。調査日は2月7日、調査委員は吉野委員と私、井久保で事務局から1名、農政畜産課から1名の同行がありました。總會資料は7ページから9ページになります。</p>

	<p>譲渡人は志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、譲受人は肝属郡東串良町新川西の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は有明中学校前の市道吉村・押切線を南下して、東九州自動車道と交差しますが、その下の覆道を過ぎて右折、市道1丁田宇都鼻線を西へ400m進み左折、農道を80m進んだ左側の田んぼで、志布志市役所有明庁舎から南南東約3.5kmのところに位置しますが、現在は耕作されておられません。</p> <p>周囲の状況は、北側が雑種地、東側は用悪水路、南側は田、西側は公衆用道路です。排水は駐車場使用のため碎石等を敷き詰め自然浸透とし、余剰の雨水は土留めにより隣接の田に流れ込まないようにし、用悪水路へ導入するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、〇〇ではフルトラレー1台と大型2台の増車計画があり、申請地の面積1,004㎡が申請地に隣接している〇〇の既存駐車場3,576㎡の2分の1を超えていないことから申請地は許可できる場合の既存施設の拡張に該当すると思われます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p> <p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p> <p>はい、御苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませぬか。 (会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませぬか。 (会場 異議なし)</p> <p>会場 委員 議長 萩迫</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第7号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第8号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。15ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>委員 吉野</p> <p>議案第8号、番号1について報告いたします。調査日は2月7日、調査委員は井久保委員と私、吉野です。申請人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん75歳です。立会人は、息子の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料10ページから12ページのとおりです。場所は、有明町伊崎田の中野公民館前から県道522号尾野見伊崎田線を尾野見方面へ1.5kmぐらい進んだ三差路を北側へ700m進んだ右側に1筆、左側に5筆あります。転用目的は山林です。</p>
--	---

		<p>今まで米づくりをされておりましたが、イノシシによる被害防除対策にもう疲れた、来年からは作れないということで杉の木を231本植えて山林にしたいということです。</p> <p>申請地は山間の田んぼですが、ほとんどが非農地になっており、この田んぼの北側の田もトラクターで耕耘はしてありましたが、米は作っていない状況であります。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当いたします。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 委員	萩迫 坂中	<p>はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。確認ですが、田から非農地とするのであれば、3名の調査委員が必要ではないか。</p>
事務局	竹之内	<p>ただいまの御質問にお答えします。御指摘のとおり非農地証明願の承認につきましては、3名の調査委員で確認していただくこととしておりますが、本件は転用申請でありますので、2名でも大丈夫という判断であります。調査当日になって推進委員が来れなくなったため、事務局内で協議をした結果、非農地認定に係る議案がないことを踏まえ、2名体制での現地調査を進めたところでございます。</p>
議長 委員	萩迫 坂中	<p>坂中委員、よろしいですか。</p> <p>はい。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>ほかに御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に番号2番を審議いたします。現地を調査された今市委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	今市	<p>議案第8号、番号2について報告します。調査日は2月7日、調査委員は立山委員、福岡裕幸委員と私、今市です。申請人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、松山庁舎から県道110号塗木大隅線を泰野方向へ1.3km進んだ先の左側に位置します。転用目的は植林で、排水は自然流下です。周囲の状況は北側、西側は河川に面しており、東側に面している田は、遊休農地となっており、今後も耕作される見込みはない状況です。また、南側は県道に面していますが、当該地が県道より15mほど低いいため、日照や通風等に支障はないと思われまます。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見</p>

議長	萩迫	の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。
会場	委員	はい、御苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませぬか。 (会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに御異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第8号農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
委員	福岡裕幸	次に、日程第7、議案第9号農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。17ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。 議案第9号、番号1について報告いたします。調査日は2月7日、調査委員は立山委員、今市委員と私、福岡です。申請人は、志布志市志布志町安楽にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び總會資料のとおりです。場所は、北大原のファミリーマート見帰店がある交差点から市道町原・弓場ヶ尾線を北へ200mほど進んだ先の交差点を右折し、東へ150m進んだ左側に位置します。 今回の事業計画変更は、当初譲受人が建売住宅6棟を建設する目的で、令和3年2月15日付けで農地法第5条の転用許可を受けましたが、許可後に接道道路の指定基準に伴う建築棟数の見直しが必要となり、6棟から4棟への計画変更が生じました。 本来、農地転用の事業計画変更の許可が必要だったところですが、許可を得ず、現況は建設済みとなっているため、始末書の提出がありました。4棟のうち1棟の面積が500㎡を超えていますが、接道を通る車両の離合時の控えスペースを確保している旨の理由書が添付されています。その他、周辺地域への影響は変更前の転用事業による影響と同程度と思われます。また、申請者に対しては、事業計画の変更をしようとする場合には、許可権者の承認を受ける必要があることを口頭で指導しました。 申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。 以上のことにより調査委員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、御苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませぬか。
委員	坂中	協議会をお願いします。
議長	萩迫	協議会とします。
会場		(会場 協議会)
議長	萩迫	再開いたします。ほかに御意見ございませぬか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。計画変更を認めることに御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号2番を審議いたします。現地を調査された立山委員の報告をお願いいたします。
委員	立山	議案第9号、番号2について報告いたします。調査日は2月7日、調査委員は福岡裕幸委員、今市委員と私、立山です。申請人は、志布志市志布志町安楽にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は町原交差点から市道町原・弓場ヶ尾線を北へ400m進んだところを左折し、市道廿割線を90m進んだ右側に位置します。 今回の事業計画の変更ですが、当初譲受人が建売住宅を2棟建設する目的で、平成30年1月19日付けで、農地法第5条の転用許可を受けたが、2棟のうち1棟をアパート建築に変更する内容であります。 現地は事業計画変更の許可を得ず建築済みとなっているため、始末書の提出があります。その他の指導として、申請者に対し事業計画変更をしようとする場合は、許可権者の承認を受ける必要があることを口頭で指導いたしました。 申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより調査委員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。計画変更を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第9号農地法第5条の規定による事業計画変更申請については変更を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第8、議案第10号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。19ページ、番号1番を審議いたします。 番号1番は、令和5年第9回定例総会の議案第58号農業振興地域整備計画変更協議に関わる番号17番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号2番を審議いたします。現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。
委員	井久保	<p>議案第10号、番号2について報告いたします。調査日は2月7日、調査委員は吉野委員と私、井久保で事務局から1名の同行がありました。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料25ページから28ページのとおりです。場所は、有明町野井倉の通山保育園から市道通山上ノ山3号線を北に60m進んだ右側に位置します。転用目的は一般住宅用地です。</p> <p>一般住宅基準500㎡を超える申請面積ですが、敷地内への通路及び転回スペースが必要で、その面積173.38㎡を考慮しますと宅地部分は498.62㎡となります。</p> <p>周囲の状況は、北側が宅地、東側は原野、南側は宅地、西側は公衆道路です。排水は集落排水に接続することでした。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。第2種農地の農地転用は、代替地がないときに限って許可することができるとなっております。代替地を検討したが、適切な土地がほかに見当たらないとの理由により申請されております。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第10号農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第11号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。はじめに農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	宮田	<p>議案第11号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について御説明いたします。議案書21ページ、農用地利用集積計画総括表を御覧ください。</p> <p>公告日は令和6年2月28日で、面積は畑が6,421㎡となっております。所有権を移転する者は1人、所有権の移転を受ける者は1人で、売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書22ページに掲載してございますので、お目通しください。</p>

議長	萩迫	<p>以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは22ページ、番号2番と21ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	<p>議案第11号農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について御説明申し上げます。議案書は23ページから88ページとなっております。まずは議案書23ページの利用権設定の総括表を御説明いたします。</p> <p>公告日は令和6年2月28日で、始期は令和6年3月1日となっております。なお、中間管理機構が関与する分は、令和6年2月28日となっております。設定期間が3年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は田が3万4,695㎡、畑が49万6,681㎡、樹園地が12万3,805㎡で合計しますと65万5,181㎡となり、うち更新分は16万2,765㎡となっております。利用権の設定をする者の数が152名で、利用権の設定を受けようとする者の数が47名であります。利用権の設定を受けようとする者が利用権の設定をする者の数より105名少ないのは、受手貸手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、24ページから84ページの明細表を御確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書85ページの総括表で御説明申し上げます。</p> <p>公告日は令和6年2月28日で、始期が令和6年2月28日であります。設定期間は10年で、終期は令和16年2月27日までとなっております。地目別の内訳は、田が1,498㎡、畑が3万762㎡で合計しますと、3万2,260㎡となります。利用権の転貸をする者は、公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は4名であります。詳細につきましては86ページから88ページの明細表を御確認ください。</p> <p>以上で議案第11号農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。</p> <p>24ページ、番号1番から25ページ、番号4番までにつきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員にはここで退席をお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは番号1番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは番号1番について、何か御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に番号2番について、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に番号3番について、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、25ページ、番号4番について何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで〇〇委員の入室を許可いたします。 (〇〇委員 入室) 次に、25ページ、番号5番につきましては、〇〇委員に関係がございますが、本日欠席されておりますので、このまま審議いたします。 それでは25ページ、番号5番につきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、25ページ、番号6番から84ページ、番号165番までと23ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。86ページ、番号1番から88ページ、番号8番までと85ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第9、議案第11号農用地利用集積計画決定については原案のとおり決定いたしました。</p>
事務局	宮田	<p>次に、日程第10、議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について御説明いたします。議案書90ページをお開きください。</p> <p>番号2の申出者は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、福岡裕幸委員、今市委員の指名を御提案いたします。</p> <p>番号3の申出者は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、宮脇茂樹委員、中之内委員の指名を御提案いたします。</p> <p>番号4の申出者は、鹿児島市吉野町にお住まいの〇〇さんで売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、永屋委員、立根委員の指名を御提案いたします。</p> <p>番号5の申出者は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、坂中委員、春田委員の指名を御提案いたします。</p> <p>番号6の申出者は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、吉野委員、春田委員の指名を御提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>

議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10、議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第11、議案第13号農用地利用集積等の促進計画(案)に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	桑水	<p>議案第13号農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申し上げます。議案書は92ページから95ページとなっております。今回初めての議案となりますので、制度について御説明をいたします。</p> <p>これまで農地の貸し借りは、主に毎月総会に諮っております農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定と農地中間管理機構が中間管理権を有している農地を県知事の許可を経て、耕作者に配分する農用地利用配分計画、いわゆる転貸の2つに分かれておりましたが、法改正により、令和5年4月から農用地利用集積等促進計画に統合され、今後は中間管理事業による貸し借りしかできなくなることとなります。</p> <p>ただし、令和7年3月31日までは経過措置が適用されますので、今までの農用地利用集積計画による利用権設定も可能となっております。</p> <p>今回の議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定に基づき志布志市が作成しました農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聞くものとなっております。今回の促進計画(案)は、始期が令和6年5月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が2万1,540㎡、畑が2万8,845㎡で、合計しますと5万385㎡となっております。</p> <p>農地の貸出し者は17名、農地の耕作者となる配分予定者は12名です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また、借手となる法人も農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。詳細につきましては、93ページから95ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由を御確認ください。</p> <p>以上で議案第13号、農用地利用集積等促進計画(案)について説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
員	坂中	<p>農用地利用集積等促進計画(案)については、今まで議案として提案されていないですね。</p>
事務局	桑水	<p>農用地利用集積等促進計画(案)を議案として提案するのは、今回が初めてです。</p>
委員	坂中	<p>農地中間管理事業による転貸で出てくるのに、あえて促進計画に係る議案としなければいけない理由は何ですか。</p>
事務局	桑水	<p>農地中間管理事業を介している県の地域振興公社では、5月1日開始期と</p>

委員 坂中 事務局 桑水	なる貸し借り分から県内一斉に促進計画で進めるということになっており、今回の総会で審議いただいた通常の利用権は3月1日からの分で、4月1日からの分は通常の利用権として来月の総会に提案する予定ですが、5月1日以降の利用権につきましては、これまでの集積計画ではなく、今回提案しております促進計画で進めていくということになっているため、今回の総会から促進計画(案)に係る農業委員会の意見が求められるところであります。
	次回からもこういう促進計画(案)が出てくるということですか。
	はい。6月1日開始分に係る議案を来月の総会に提案する予定です。貸し借りがあれば総会に諮り、意見を求められるということになります。
委員 坂中 事務局 桑水	その都度出てくるってことですね。
	はい、その通りでございます。
委員 坂中 議長 萩迫	分かりました。
会場 委員 議長 萩迫	よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。
	(会場 なし)
	御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし)
	異議なしと認めます。
	よって日程第11、議案第13号農用地利用集積等促進計画案に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。
	以上で、全日程を終了いたしました。これで本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員